

～ もうすぐお子さんが生まれる先生へ～

氏名

特別休暇

第16号 配偶者出産補助休暇 2日 時間単位で取得可
第17号 育児参加休暇 5日 時間単位で取得可

扶養手当 母子手帳の写し
配偶者が民間企業に勤務の場合 扶養手当を受給していないことの証明書

児童手当 出生届をお住まいの市町村に出す場合は、その時に一緒にとることも可能な場合があります。
詳しくは出生届を出す窓口で確認してください。
 世帯全員の住民票(続柄省略しないもの)
 所得証明書(額改定の場合は不要) 本人分
 配偶者が就労している場合は配偶者分

乳幼児医療助成申告 乳幼児医療の申請をしましたか？
該当・非該当がわかりましたら、連絡ください。

マイナンバー お子さんのマイナンバーが決定し、通知書が届きましたら、連絡ください。
(共済組合・児童手当)

出産祝金請求 請求額 25,000円

配偶者に関する確認

配偶者の扶養手当を受給している場合

- 出産費に関する確認(出産費について病院からどのような説明を受けていますか？)
 直接支払制度の利用 有・無 受取代理制度

配偶者が働いている場合

- 奥さんがお子さんの扶養手当を受給していないことの証明書を会社から発行してもらってください。
 育児休業を取得しますか？
取得する場合 期間はいつまでですか？

宮城県教育委員会 教職員課のホームページに育児休業Q&Aが載っています。
お時間のある時に、ぜひご覧ください。